第4回企業統計部会における意見への回答

【試験調査関係】

第1次試験調査により、どのような知見が得られたのか、それを踏まえ第2次試験調査の実施に向けたねらいは何か説明して欲しい。

[回答]

資料 2-3 及び資料 2-4 により、総務省統計局説明

【産業分類関係】

調査票(案)の4欄(2)及び(3)により、産業分類格付を行う調査票の設計になっているが、これは従来の商業統計調査や工業統計調査での格付け手順と異なる。事業所・企業統計調査では経理項目を調査していないため分類格付が大きく違うのではないか。

産業分類の格付けについて大分類で正確にできるということが 23 年活動調査にかけての準備調査名簿情報の使命であるので、従来の事業所・企業統計調査の分類手順を用いた結果が商業統計調査あるいは工業統計調査の格付けの結果とどの程度一致していたのか教えてほしい。

[回答]

資料 2-5 により、総務省統計局説明

資料 2-6 及び資料 2-7 により、経済産業省説明

調査票(案)4欄の(2)において、付加価値を把握するため従業者数を用いているが、従業者以外についてもあるのではないかと、何人かの委員から意見が出されたが、今の段階で抜本的に変えるわけには行かないので、今後どう検討していくのか。

[回答]

1 昨年 11 月に日本標準産業分類の改定において、一般原則として、<u>一事業所において</u>複数の分類項目に該当する経済活動が行われている場合、<u>その事業所の産業の決定方法</u>については、従来の「生産される財貨,取扱われる商品又は提供されるサービスの収入額又は販売額の最も多いもの」から,国際分類に倣い,原則として「販売又は出荷する財,あるいは他の事業所又は消費者に提供されるサービスの付加価値額」に変更したところ。

また、この付加価値額によることが困難な場合には,<u>付加価値を代理する指標として,産出額,販売額,収入額,従業者数等</u>を用いることとし、産業はこれらの中で最も大きな割合を占める活動によって決定するとされたもの。

- 2 しかし、付加価値を代理する指標のうち、最初に適用すべき指標を何にするのか、その順序が決められていないことから、具体的な適用に係る考え方について、学識経験者及び各府省担当者を構成員とする「改定日本標準産業分類の適用に関する研究会(舟岡座長)」(平成 19 年12 月~平成 20 年 3 月)を政策統括官室に設置して検討を重ねたところ、大分類については、その経済活動に従事する人(従業者)の数の最も多いものによって決定する。中分類以下については、その経済活動により生産される財の産出額、取り扱われる商品の販売額又は提供されるサービスからの収入額の最も多いものによって決定するものと、その方向性が得られたところ。
- 3 この考えも踏まえ、かつ、第2次試験調査の状況をも踏まえつつ検討することもやぶさかではない。

資料 2-8 により、総務省統計局説明

【行政記録関係】

経済センサス-基礎調査において、準備調査名簿をいかに捕捉漏れがなくきちんとした形で整備できるかということが重要。行政情報を含め具体的にどういう情報で準備調査名簿を作成されるのか紹介して欲しい。

[回答]

資料 2-9 により、総務省統計局説明

【サービス業統計関連】

サービス業について基本的な統計が重要だという指摘がなされている中で、サービス業関連 統計についてはこの経済センサスの実施が悪影響を与えないということを確認すべき。

[回答]

- 1 「経済センサスの枠組みについて」(経済センサス(仮称)の創設に関する検討会 平成18年3月31日決定)において、平成21年に経済センサス-基礎調査を実施することに伴い、これまで5年周期で実施してきており、平成21年が次回実施年となるサービス業基本調査については、平成21年には実施せず、同調査で把握していた経理項目は、平成23年に実施を予定している経済センサス-活動調査において併せて把握すると整理されたところである。このことによって、サービス業基本調査は、前回調査から7年の間隔が開くことになるが、「枠組み」の検討段階において、調査実施者から特段の問題はないとの判断がなされていること。
- 2 また、平成 20 年 7 月から、毎月、サービス分野の約 4 万事業所を調査対象に「サービス 産業動向調査」が開始されることや、平成 21 年サービス業基本調査実施により得られる情報と比べると、平成 21 年調査により得られた、精度の高い母集団情報に基づいて実施する 経済センサス-活動調査により、事業所・企業の捕捉が高く、かつ、市区町村別の事業所・企業に係る経理情報が把握できるなど、得られるものが大きいと判断できること。
- 4 なお、サービス業基本調査については、今回の諮問が現行<u>統計法に基づく手続であるため、</u> 今回諮問する必要がないが、その調査内容については、2<u>3 年の調査実施計画の内容が固まり、</u> 諮問する際に併せてご審議いただくことになる。